なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。(昭和63年３月厚生省告示第98号)

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣が指定する科目を修めて卒業した者（平成22年３月17日（水曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。(昭和63年３月厚生省告示第99号)

公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習

⑸　外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶又は⑷に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後にその修得を終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票）に記載されている文字を使用すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙にはり付けた上、同台紙に所定の事項を記載して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑷に規定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　臨床工学技士国家試験受験資格認定書の写し

この場合、財団法人医療機器センターに認定書の原本を提示し、原本照合を受けること。

オ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中の者であって、法施行後その修得を終えた者が提出する書類

㋐　修業証明書又は卒業証明書

㋑　昭和63年４月１日現在の在学証明書

なお、４の⑴から⑶までに該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷に該当する者で卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出した者にあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、平成22年３月17日（水曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出されないときは、当該受験は無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成22年１月４日（月曜日）から１月19日（火曜日）までに、財団法人医療機器センターに提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便によるものとし、平成22年１月19日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、30,900円とし、受験手数料の額を財団法人医療機器センターが指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年２月26日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、平成22年３月25日（木曜日）午後２時に、厚生労働省にその受験地、受験番号を掲示し、財団法人医療機器センターのホームページにおいてもその受験地、受験番号を掲示して発表する。

７　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年12月７日（月曜日）までに財団法人医療機器センターに申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　財団法人医療機器センター　東京都文京区本郷３丁目42番６号　ＮＫＤビル７階　郵便番号113―0033　電話番号03（3813）8531　ＦＡＸ番号03（3813）7327

臨床工学技士試験委員の公告

第23回臨床工学技士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長　大村　昭人

副委員長　小野　哲章

委員

秋葉　隆	阿久津敏乃介	阿部　裕輔	
池淵　研二	出渕　靖志	内川　義則	
内山　孝憲	小笠原康夫	兼板　佳孝	
鎌田　桂	川澄　正史	河盛　隆造	
小室　裕造	櫻井　裕	笹栗　志朗	
佐藤　俊一	椎名　毅	篠原　一彦	
清水　孝一	相馬　一亥	巽　英介	
田村　俊世	寺岡　慧	長倉　俊明	
中澤　弘一	中島　章夫	中村　桂子	
根本　幾	野城　真理	福岡　豊	
福本　一朗	藤本　哲男	舟久保昭夫	
堀内　孝	堀川　宗之	松村　譲児	
松本　健郎	森反　俊幸	薬師寺大二	
安本　和正			

第23回義肢装具士国家試験の施行

義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第11条の規定により、第23回義肢装具士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する業務は、法第17条第１項の規定により指定機関として指定された財団法人テクノエイド協会が行う。

平成21年９月１日

厚生労働大臣　舛添　要一

１　試験期日　平成22年３月５日（金曜日）

２　試験地　東京都

３　試験科目　試験科目は、次のとおりとする。

臨床医学大要（臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。）、義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学）、義肢装具材料学（義肢装具材料力学を含む。）、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学